

# 監事監査報告書

2024年5月24日

学校法人 明治学院  
理事会 御中  
評議員会 御中

私たち学校法人明治学院監事 辻 泰一郎、真崎 修は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第23条の定めに従い、2023年4月1日から2024年3月31日までの本法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。その結果について以下のとおり報告します。

## 1. 監査の方法

監事は全ての常務理事会、理事会、評議員会に出席し意見を述べたほか、理事長、学院長、学長、高校長、中学・東村山高校長、総務担当理事、財務理事など業務執行理事から業務の報告を聴取するとともに、重要部局の責任者にヒアリングを行いました。それらを通じて学院の現況及び将来の展望（事業計画、中期計画等）、教学全般の状況（入試、就職、明治学院教育ビジョン、補助金の採択状況等）、本法人の法務関連の対応状況、並びに財務の状況について把握するように努めました。

監査の実施にあたっては、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から報告及び重要事項についての説明を受けて意見の交換を行い、またその実査にも立ち会いました。さらに、業務監査を実施し、重要な決裁書類の提出を受けてこれを閲覧し、監査しました。

## 2. 監査の結果

監査の結果、建学の精神に立って良心的な教育を実践するために適切な運営が行われていると認めます。また本法人の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為及び法令や寄附行為に違反する明白かつ重大な事実は、認められませんでした。

## 3. その他の所見

- 「情報数理学部」をはじめとする大学の教育活動の更なる充実・発展に取り組むことを望みます。
- 私学法の改正を踏まえ、内部統制システムの整備等の対応を適切に行い、本法人のガバナンスが一層強化されることを期待します。
- 本法人の金融資産については、金融経済情勢が変化しつつあることから有価証券の市場性や金融システム全体に波及するリスクについて留意が必要と思われます。

学校法人明治学院

監 事 辻 泰一郎 ㊟

監 事 真崎 修 ㊟